

議員提出議案第11号

(仮称) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する
法律案の早期成立を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成28年 3月28日

提出者

| | | | | | |
|-----|-----|------|-----|----|------|
| 6番 | 伊藤 | よしのり | 16番 | 秋本 | とよえ |
| 22番 | 大高 | 拓 | 24番 | 筒井 | たかひさ |
| 25番 | 平田 | みつよし | 29番 | くぼ | 洋子 |
| 30番 | 三小田 | 准一 | 31番 | 中村 | しんご |
| 32番 | 黒柳 | じょうじ | 33番 | 上原 | ゆみえ |
| 34番 | 出口 | よしゆき | 39番 | 米山 | 真吾 |

葛飾区議会議長 安西俊一 殿

(仮称) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する
法律案の早期成立を求める意見書

文部科学省の資料では、平成26年度の不登校児童生徒は小学校で25,866人、中学校で97,036人、小中併せて122,902人との数字が示されている。これは全児童生徒に対して1.21%、特に中学校では全生徒の2.76%が不登校とされ、中学校では1クラスに1人程度、不登校の生徒が存在している割合となる。

不登校の子どもたちの背景は様々であるが、その子どもたちが義務教育段階の教育を受けることができていない状況は、憲法第26条における「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」とされる、権利が保障されておらず、また教育基本法第5条の「国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。」という義務が履行されていないことになる。

本年1月23日の安倍晋三首相の施政方針演説には「いじめや発達障害など様々な事情で不登校となっている子どもたちも、自信を持って学んでいける環境を整えます。フリースクールの子どもたちへの支援に初めて踏み込みます。子どもたち一人ひとりの個性を大切

にする教育再生を進めてまいります。」と不登校の子どもたちの支援が盛り込まれた。

現在、超党派により議員立法を目指し「(仮称)義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」が検討されているが、不登校の子どもたちが学びを受けられる体制を整備することは、社会としての義務であり、早急に体制を整える必要がある。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、一日も早く不登校の子どもたちの学びの場を確保するために、同法律案の早期成立を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。